

※この法令は廃止されています。

昭和三十三年法律第十七号

(婦人補導院)

(賞)

(懲戒)

第十一條 婦人補導院の長は、在院者が婦人補導院において遵守すべき事項に違反したときは、次
の各号に掲げる懲戒を行うことができる。

一 厳重な訓戒をすること。

二 十日をこえない期間謹慎室で反省させること。

三 分に付された者を収容して、これを更生させるために必要な補導を行う施設とする。

四 婦人補導院は、國立とする。

五 (補導)

第二条 婦人補導院は、売春防止法(昭和三十一年法律第百八十八号)第十七条の規定により補導処
分に付された者を収容して、これを更生させるために必要な補導を行う施設とする。

六 婦人補導院は、國立とする。

第三条 婦人補導院で行う補導は、規律ある生活のもとで、在院者を社会生活に適応させるために
必要な生活指導及び職業の補導を行い、並びにその更生の妨げとなる心身の障害に対する医療を行
うものとする。

七 在院者に対する生活指導は、相談、助言その他の方法により、婦人の自由と尊厳とを自覚させ、
家事その他の基礎的教養を受け、その情操を豊かにさせるとともに、在院者が勤労の精神を身につけ、
その他自主自立の精神を得るように、これを指導するものとする。

八 補導は、在院者の個性、心身の状況、家庭その他の環境等を考慮して、その者に最もふさわしい
方法で行わなければならない。

九 (分類処遇)

十 在院者の処遇は、本人の性格、医療の要否その他法務省令で定める基準により、在院者を適
当な級に分類して行うものとする。

十一 (賞与金)

十二 職業の補導を受けた者に対しては、法務省令の定めるところにより、賞与金を与えること
ができる。

十三 (自己労作)

十四 婦人補導院の長は、在院者が自己の収支において労作をすることを願い出たときは、これ
を行わせることができる。

十五 (給養)

十六 在院者には、婦人にふさわしい一定の被服及び寝具を貸与し、並びに糧食及び飲料を給与
する。

十七 婦人補導院の長は、婦人補導院の規律上及び衛生上支障がないと認めるときは、被服、寝具、
糧食又は飲料の自弁を許すことができる。

十八 (健康診断)

十九 婦人補導院の長は、婦人補導院の医師に、入院時及びその後少くとも一箇月に一回、在院
者の健康診断を行わせるものとする。

二十 前項の健康診断にあたつては、婦人補導院の医師は、その診断に必要な限度において、採血そ
の他の医学的処置をとることができる。

二十一 (面会及び通信)

二十二 婦人補導院の長は、在院者の更生が妨げられ、又は婦人補導院の保安上支障が生ずると認
めるときは、在院者の面会について、これを制限し、又は禁止し、及び通信について、その更生
の妨げとなり、又は保安上の支障となる箇所を削除することができる。

二十三 婦人補導院の長は、在院者の発受する通信によつてその更生が妨げられ、又は婦人補導院の保
安上支障が生ずるおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合でなければ、当該通信の
内容を検査してはならない。

二十四 (臨時外出)

二十五 第九条 婦人補導院の長は、在院者に特別な理由がある場合において、補導上支障がないときは、
在院者を臨時に外出させることができる。

二十六 第十条 婦人補導院の長は、在院者が善行をし、その補導の成績を著しく向上し、又は一定の技能
を修得した場合には、法務省令の定めるところにより、賞を与えることができる。

二十七 (子の保育)

二十八 第十七条 婦人補導院の長は、在院者の子で一歳に満たないものについて、やむを得ない理由があ
るときは、これを適当な保護者又は児童福祉施設に引き渡すまでの間、婦人補導院内で保育させ
ることができる。

二十九 第十八条 前項の子は、特に必要があると認めるときは、満一歳に至つた後も、その者に保育させること
ができる。

(旅費及び衣類の給与)

第十八条 婦人補導院から退院し、又は仮退院する者が帰住旅費又は相当の衣類を持たないときは、予算の範囲内において、これに旅費又は衣類を給与することができる。

(死亡者等の遺留金品)

第十九条 婦人補導院の長は、在院中に死亡した者の遺留金品について、その者の遺族から請求があつたときは、請求者にこれを交付するものとする。

2 前項の遺留金品は、死亡の日から一年以内に同項の請求がないときは、国庫に帰属する。

3 婦人補導院に収容中に逃走した者の遺留金品は、逃走の日から一年以内に本人の居所が分明しないときは、国庫に帰属する。

(実地監査)

第二十条 法務大臣は、少くとも一年に一回、その職員を指定して、婦人補導院の実地監査を行わせなければならない。

第二十一条 この法律で定めるもののほか、在院者の処遇に關し必要な事項は、法務省令で定め(処遇に関する事項)る。

2 婦人補導院の長は、在院者の処遇に關する細則を定めることができる。

1 (施行期日)
附 則 (昭和四七年七月一日法律第一二一号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

1 (施行期日)
附 則 (令和四年五月二十五日法律第五二号) 抄

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。
(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十二条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに關する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。
(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。